

薬生食輸発0810第2号
令和3年8月10日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産小豆のアセトクロール、ベトナム産シソクサのジフェノコナゾール及びメキシコ産マンゴーのシペルメトリン)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年8月4日付け薬生食輸発0804第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、過去一年間の検査実績を踏まえ、中国産小豆のアセトクロール及びベトナム産シソクサのジフェノコナゾールについてモニタリング通知の別表第2及び第3から削除することとした。

また、これまでの実績を踏まえ、メキシコ産マンゴーのシペルメトリンについてモニタリング通知の別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知及び対応方よろしく願います。